

# 川口総合文化センター・リリアにおける 自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人川口総合文化センター（以下「財団」という。）では、川口総合文化センター・リリア内に飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「事業者」という。）を募集いたします。

自販機の設置を希望される事業者は、別紙仕様書を確認の上、指定の用紙により申し込みを行ってください。

## 1 目的

利用者へのサービス向上を図るため、自販機を設置するもの。

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 川口市の令和7年度物品入札(見積)参加資格者名簿の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有している者であること。
- (6) 国または地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去3年の間に数回（数か所）以上締結し、すべて誠実に履行していること。
- (7) 埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有する法人自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てをしていない者であること、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- (9) 参加時点で国税・県税・市税を滞納していないこと。

### 3 募集事項等

#### (1) 募集期間

令和8年2月9日から令和8年2月20日まで

参加申込書等の用紙は、川口総合文化センター・リリア7階事務所で配布します。なお、財団のホームページからもダウンロード可能です。

#### (2) 契約台数

台数

全 12 台

※契約台数は売上額に応じて、契約期間中に増加させる場合があります。

#### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間。

設置日については財団と協議の上、決定するもの。

### 4 自販機の機能及び仕様

別紙「川口総合文化センター・リリアにおける自動販売機設置に係る仕様書」のとおり

### 5 申し込み手続き

下記提案書類を1式として、持参、もしくは簡易書留にて申し込んでください。なお、提案書には必ず売上金額のうち財団に納付する額の割合（以下「提案額」という。）を記入してください。提案額は、売上金額の20%以上として提案してください。

#### (1) 提案書類の提出

以下の提出書類を提出すること。

①参加申込書…様式1

②自動販売機設置に係る提案書…様式2、及び任意形式での添付資料

③設置機のカタログ（販売品目や外形寸法等がわかるもの）…任意形式

④会社概要（全事業所、管理・企業実績が記載されたもの）…任意形式

⑤川口市公共施設への設置実績が証明できるもの（許可書の写し等）

…任意形式

⑥他市区小村の公共施設での設置実績が証明できるもの（許可書の写し等）

…任意形式

#### (2) 注意事項

提出書類の返却及び提出後の書換えや返却には応じない。

### 6 事業者の決定方法

#### (1) 選考方法

- 提出書類を審査・点数化し、選考会により事業者を決定する。

項目	評価基準	最高点数
提案額 (売上金額からの納付割合率)	利率(%)が高いものを高得点とする。 提案利率は20%以上の整数とする。	70点
事業実績	川口市及び他市区町村での設置実績を勘案する。なお、リリアに準じた文化施設や複合施設での実績を高評価とする。	10点
自由提案	財団や川口市内への文化芸術に関するメリットや、リリア運営に対するアピールがあるか。	20点

## 7 決定時期及び通知方法

令和8年3月2日までに事業者を決定し、すべての申込者に結果を通知する。

## 8 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消すものとする。

- 不正行為や虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- 仕様に定められた業務を履行できない場合
- その他、事業者としての信頼や品位を損なう行為等が判明した場合

## 9 質問の受付

### (1) 質問方法及び受付期間

- 本件に関して質問がある場合は、令和8年2月9日から2月16日までの期間内に所定の質問書を持参、メールもしくはFAXにて提出するものとし、期間外や所定用紙によらない質問は、一切受け付けないものとする。ただし、申し込み等の事務手続きに関する質問はこの限りではない。
- メールやFAXなど、持参以外の手段で質問書を提出した場合は、必ず電話により受信の確認をすること。
- 質問には全事業者に対し、回答を送付する。

## 10 事前現場調査について

令和8年2月9日から2月17日の期間内にて、設置場所の現地案内を実施致します。希望事業者は下記問い合わせ先に連絡の上、日時を個別に調整致します。

## 11 問い合わせ

公益財団法人川口総合文化センター 総務課 担当者 宛  
住所 川口市川口 3-1-1 7階事務所  
電話 048-258-2003 FAX 048-258-2012  
メール [lilia-soumu@lilia.or.jp](mailto:lilia-soumu@lilia.or.jp)

事務所受付時間 平日8時30分～17時00分にてご対応いたします。